

## EC の商用船の貿易に関する措置

(パネル報告 WT/DS301/R, 提出日: 2005 年 4 月 22 日、採択日: 2005 年 6 月 20 日)

川島 富士雄

### I. 事実の概要

#### 1. 事案の概要 (措置の概要、措置国の状況等)

本件で争われた措置は EC の造船臨時防衛メカニズム規則 (理事会規則 (EC) No 1177/2002。但し 2 度の改正後のもの。以下「TDM 規則」という。) 並びに EC の 5 加盟国による措置及びそれらに対応する欧州委員会の 5 つの決定である (paras.2.1-2.2)。

#### i. TDM 規則

1998 年 6 月に、EU 理事会は造船部門に対する契約関連営業補助金 (以下「営業補助金」という。) を 2000 年 12 月 31 日までに段階的に廃止する規則を制定した。しかし、TDM 規則は、臨時かつ例外的措置として、コンテナ船、精油・化学品用タンカー及び LNG 用船の造船のための営業補助金を共同市場に適合的 (EC 法上合法) とみなす旨規定した。TDM 規則のリサイクルには、その採択・設計を動機付けた考慮 (韓国の不公正な競争により共同体造船業者が被っている実質的損害及び著しい害(material injury and serious prejudice)への対応等) が説明されている (paras.7.36-7.42)。同規則の主要条文である 2 条には「より低い価格を提示する韓国造船業者からの競争がある場合」との要件が設定されている (para.7.43)。TDM 規則 4 条には、同規則は欧州委員会が韓国に対する WTO 紛争解決手続上の協議要請を告示した日から、同手続が解決された旨告示した日の 1 ヶ月後まで適用されると規定されている (para.7.45)。同規則は 2002 年 10 月 24 日の欧州委員会告示 (対韓国 DS273 の協議要請) により適用を開始した。

#### ii. 欧州委員会による加盟国国家補助の承認

2002~2003 年にかけて、独、蘭、デンマーク、仏及び西の 5 カ国が造船業補助に関する法令を制定し、いずれも EC 条約 88 条の手続に基づいて欧州委員会による承認を受けた。独、デンマーク、西の法令は 2004 年 3 月末に、仏・蘭の法令は 2005 年 3 月末に、それぞれ失効している (paras.7.47~7.50)。

#### 2. 手続の時系列

2003 年 9 月 3 日 韓国、協議要請 (同 12 日、中国第三国参加要請)  
10 月 9 日、11 月 14 日 協議も不調

2004年2月2日 韓国、パネル設置要請

3月19日 DSB、パネル設置

5月13日 事務局長、パネル構成を次の通り決定

William J. Davey (議長)、Donald M. McRae, Daniel Jacobus  
Jordaan

(なお、中国、日本及び米国が第三国参加の権利を留保)

2005年4月22日 パネル報告、加盟国に送付

6月20日 DSB採択

【参考】関連事件の韓国—商用船の貿易に関する措置 (DS273) の時系列は下記の通り。

2002年10月21日 EC、協議要請

2003年6月11日 EC、パネル設置要請

7月21日 DSB、パネル設置

8月20日 パネル構成決定

(議長=El Nagggar 氏死去に伴い、2004年5月11日、新パネリスト  
任命)

2005年3月7日 パネル報告、加盟国に送付

4月11日 DSB採択

表1 本件パネルの論点処理一覧

注   はパネルが支持した主張。

論点	韓国の主張	ECの主張	パネル
GATT3条4項違反	違反。 3条4項の「法令」 に該当。 競争条件歪曲。	違反なし。 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">3条8項(b)の生産者 のみに対する補助 金に該当。</span>	GATT3条4項違反なし ECの主張を支持。
GATT1条1項違反	違反。 日本その他韓国以 外の造船業者に利 益。1条1項違反。	違反なし。 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">3条8項(b)に該当す る補助金は1条1項 の対象外。</span>	GATT1条1項違反なし。 ECの主張を支持。
SCM協定32.1違反	違反。 補助金に対する措 置かつ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">特定の措置</span> 。	違反なし。 特定性否定。 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">「対する」性否定。</span>	SCM協定32.1違反なし。 特定性は肯定。 「対する」性は否定。

DSU23.1 違反	違反。 EC が韓国の WTO 義務違反と考える ものに対する是正 を求める措置	違反なし。 WTO 譲許義務の停 止の形態以外のも のは禁止されない。	DSU23.1 違反。 義務違反に対するも の、 かつ、是正を求める措 置。
DSU23.2(a)(b)(c) 違反	違反。	違反なし。	— (司法経済)
SCM 協定 4, 7, 9 違反	違反。	違反なし。	— (司法経済)

II. 論点毎のパネルの報告要旨 (以下、下線部は評者が特に重要と考える部分。)

【先決的論点】 (省略)

【実体的論点】

論点 A. GATT3 条 4 項及び 3 条 8 項(b) (省略、上記表 1 参照)

1. 申立国＝韓国の主張「差別的なものは 3 条 8 項(b)の対象外」
2. 被申立国＝EC の主張
3. パネルの判断

論点 B. GATT1 条 1 項及び 3 条 8 項(b) (省略、上記表 1 参照)

1. 申立国＝韓国の主張
2. 被申立国＝EC の主張
3. パネルの判断

「韓国は、GATT3 条 8(b)が『この条文の規定は』と述べているので、1 条に適用されないとするが説得的ではない、3 条 8 項(b)が同条 2 項、4 項の事項の範囲の決定に一定の役割を担っている範囲で 1 条への直接の言及は不要である。事項 (matter)の辞書的意味から、1 条 1 項の『3 条 2 及び 4 に掲げるすべての事項』の事項とは実体法的内容に関する対象事項を指す。よって、8 項(b)による制限と離れて解釈することはできない。」 (paras.7.82-7.84)

「起草者は 3 条 8 項(a)の政府調達が内国民待遇のみならず最恵国待遇から除外される意図を示しており、同じ項の国内生産者にのみに対する補助金も同様に最恵国待遇から除外されると考えるのが論理的である。政府調達の法令が最恵国待遇から外れることはベルギー家族手当基金法課徴金事件パネルも示唆していた。以上起草史と GATT 慣行も上記条文解釈を確認する。」 (paras.7.85-7.90)

「よって、TDM 規則は GATT1 条 1 項に適合的でないとはいえないと結論する。」 (para.7.91)

## 論点 C. SCM 協定 32.1 「(補助金に対する) 特定の措置」

### 1. 申立国＝韓国の主張

「TDM 措置は『補助金の構成要素とほどけないほど連結(inextricably linked)し、又は強い相関関係を有している』ので特定の措置である。TDM 規則が SCM 協定上の概念である『実質的損害及び著しい被害』を補助金供与の要件として用いている事実は、補助金の構成要素が存在することを意味している。実際、TDM 規則のいう悪影響の存在の証拠は、EC の貿易障壁調査規則 (TBR) 調査における韓国が供与する補助金により実質的損害と著しい被害がもたらされたとの欧州委員会認定に基づいている。TDM 規則と対韓国の WTO 紛争解決手続事件の同時期性は同事件の対象が TDM 規則の採択を促したものであることを示す。韓国・EC の合意議事録では韓国はダンピング停止のため輸出価格管理を行うことを約束しておらず、補助金供与を避ける約束のみをしている。たとえ『不公正慣行』が補助金よりも範囲が広いとしたとしても、措置が特定のであるために完全に補助金の構成要素のみに限定されている必要はない。」(paras.7.93-7.97)

### 2. 被申立国＝EC の主張

「TDM 規則と補助金の構成要素はほどけないほど連結してはいない。上級委員会は補助金の構成要素が存在するときだけ取られる措置が特定のであると確認している。『不公正慣行』の表現は補助金の認定とリンクしておらず、補助金よりも広い、個々の造船業者の行為を指す害のある価格設定も含む。合意議事録は SCM 協定の解釈に関する合意ではなく、政府補助金と完全に独立したコスト割れ価格設定等も含む。TDM 規則の実効部分によれば、補助金は造船業者が韓国補助金から利益を受けているか否かに関係なく供与されるし、固定の 6% も実際の韓国業者のアンダーカッティングと何ら関係がない。」(paras.7.98-7.103)

### 3. パネルの判断

「正確な意味の解釈について相違があるが、両当事国とも米国・1916 年 AD 法事件及び米国・バード改正法事件における上級委員会の一般的アプローチを明白に受け容れている。バード改正法事件上級委は、措置がダンピング又は補助金と『ほどけないほど連結又は強い相関関係を有しているかどうか』は、『ダンピング又は補助金の構成要素に明示的に言及しているかどうかでも、ダンピング・補助金が措置の適用の引き金になっているかどうかでも、ダンピング・補助金の構成要素が措置の不可欠の構成部分であるかどうかでもない』と説明し、『構成要素が措置を取るための明白な条件の中に黙示されている場合でもこの基準を満たす可能性がある』とした。」(paras.7.108-7.112) (一般論)

「TDM 規則の実効部分にも説明的リサイクルにも補助金に対する明確な言及

はない。しかし、同規則の文言及びその採択の文脈は同規則が韓国政府による造船産業に対する補助金に関連している。(第 1 に、) 国家補助の供与適格は、韓国の不公正な競争・慣行により引き起こされた実質的損害及び著しい被害を被っている共同体造船産業の一定部門に限定されている。不公正な競争・慣行は補助金に明白に言及するわけではないが、TDM 規則は SCM 協定の イエロー補助金の効果を示す用語、『実質的損害及び著しい被害』を使っている。さらに、TDM 規則での『実質的損害及び著しい被害』の証拠は欧州委員会による 貿易障壁調査規則調査の結果であり、同調査の対象は韓国政府による造船産業に対する補助金であり、欧州委員会は SCM 協定 1 条の意味での韓国の補助金が、共同体の精油・化学品用船、コンテナ船生産者に対し同 5 条の意味の著しい被害をもたらしたと認定している。結論として、TDM 規則の 部門的範囲は SCM 協定 1 条の意味で補助金によってもたらされた悪影響の存在を証拠として決定されたことは明らかである。」(paras.7.113-7.124)

「さらに、TDM 規則はその 時間的な適用範囲＝補助金供与承認期間と WTO 紛争解決手続の開始及び解決又は中断をリンクさせている。これは TDM 規則が同事件の対象である補助金と同じ慣行に対することを狙ったものだという仮説を支持する更なる証拠である。」(paras.7.125-7.129)

「次に、合意議事録は、韓国が金融機関及び造船業者に対する公的補助を控える約束に関する部分と有害な価格設定に関する部分があるが、後者も部分的には過去の補助金の継続的効果に対応するものと理解可能である。よって、合意議事録が全体として補助金と区別された有害な価格設定の問題に関する性格づけることはできない。たとえ補助金と区別された有害な価格設定を扱うと仮定したとしても、それは TDM 規則の範囲、デザイン及び構造を決定する要因ではなく、TDM 規則の部門的範囲は補助金の悪影響の証拠に基づいており、合意議事録への言及は TDM 規則と補助金の悪影響のリンクを断ち切るものではない。TDM 規則 4 条における TDM 規則の時間的範囲、WTO 事件及び合意議事録の相互関係は、TDM 規則が少なくとも部分的には韓国の補助金に関係するとの見解を支持する。」(paras.7.130-7.135)

「以上の規則の(部門的)範囲、用語使用、貿易障壁調査規則調査の認定との関係、及び TDM 規則の時間的適用範囲と WTO 事件、合意議事録の実効的な履行の相互関係から、TDM 規則は EC による韓国供与の補助金に関する措置であると考える。」(para.7.137)

「補助金に関する措置だとしても、その関係の密接性(closeness of the relationship)の問題は残る。第 1 に、韓国造船業者との契約争奪競争がある場合にのみ補助金が与えられることから、補助金供与国と TDM 規則との間に相関関係が

ある。第2に、TDM 規則の範囲は韓国造船産業の補助金を受けている部門と密接に相関関係している（コンテナ船、精油・化学品用船及び LNG 用船）。時間的な適用が連結されている WTO 事件の解決は補助金が撤回されることを意味し、別の言い方をすれば、TDM 規則は韓国が補助金供与をやめれば、適用を停止する。このリンケージはさらなる時間的相関関係を確立する。強い相関関係又はほどけない連結を認定するためにはケースバイケースのダンピング又は補助金の決定は不要と考える。それを要求することは、加盟国が SCM 協定 32.1 を容易に迂回することを許すこととなる。実質的な精確さをもって韓国補助金供与に対し狙いを定める形で補助金が利用可能となるように特に合わせられていることが明らかであるから、連結又は相関関係は非常に密接である。」(paras.7.138-7.142)

「よって、パネルは TDM 規則は SCM 協定 32.1 の意味における『特定の措置』であると認定する。」(para.7.143)

#### 論点 D. SCM32.1 「補助金に対する措置」

##### 1. 申立国＝韓国の主張

「補助金に明確に反対し、又はそれを終了するインセンティブを創出する。反対する動きであることは、欧州委員会担当官の声明、韓国狙い撃ち、WTO 紛争解決事件開始との意図・目的の類似性から明らか。規則の適用停止と WTO 紛争解決事件の解決と韓国による合意議事録の実施をリンクしていることから補助金終了インセンティブを設ける。TDM は特に韓国に対してだけ向けられていることから、通常の補助金ではない。対抗補助金(counter-subsidy)は『補助金に対する措置』である（米国意見に賛成）。資源移転が伴わないという議論については、SCM 協定第 II 部・第 III 部は相殺補助金以外の補助金に対する措置を規定している。」(paras.7.144-7.147)

##### 2. 被申立国＝EC の主張

「第 1 に韓国造船業者の競争上の立場に対する影響だけでは『対する措置』といえない。SCM 協定は著しい害がなければ特定補助金を提供することを認めている。第 2 に、EC の本件補助金は予算から支出であり、相殺関税からではなく、バード改正法事件と異なる。第 3 に、額が少なく、韓国補助金を相殺する効果がない。（中略）補助金を受領していると知られている他の生産者と競争関係にある生産者に補助金を供与すること自体が『補助金に対する措置』を構成しない。資金移転がバード改正法で『対する』となった決定的な要素である。」(paras.7.148-7.150)

##### 3. パネルの判断

「第 1 に、バード改正法事件上級委は、『対する』措置かどうかの決定するためには、措置のデザイン及び構造がダンピング又は補助金に対し反対し、悪影響を

持ち、又はより特定すれば、思いとどまらせる効果又は終了するインセンティブを有するかどうかを審査しなければならない旨示している。第2に同上級委員は、同効果があることを認定する際、生産者・輸出者からその国内競争者への資金的資源の移転をもたらすことに決定的な重要性を与えている。」(paras.7.154-7.160)

「資金の移転はバード改正法事件の事実特有のものかもしれないが、これは措置が制止効果を持つかどうかの決定において満たされるべき高い基準を示すものである。もしも加盟国による国内生産者に対する補助金が他の加盟国による補助金による競争上の影響を緩和する又は緩和を意図するものであるという事実だけで『対する措置』と扱うのに十分であるとすると、これはSCM第二部・第三部に加えて、補助金供与に対する新しいタイプの規律を創出することになる。3条の禁止補助金にも該当せず、5条・6条の悪影響ももたらさない補助金が、他加盟国の補助金に対応して(in reaction to)供与されるという理由で禁止されてしまう。」(para.7.161)

「この解釈は協定の趣旨目的によってもさらに支持される。『対する』を広く解すると、加盟国が(補助金競争における)一番手になるインセンティブを与え、二番手は不利な立場に置かれる。一番手は第二部・第三部の要件を満たすことを証明されるときだけWTO紛争解決に訴えられるが、二番手は単に性質上、対応的(responsive in nature)というだけで訴えを受ける。一番手となることを奨励するSCM32.1の解釈を貿易歪曲的補助金使用に対する規律を強化しようとするSCM協定の趣旨目的と調和させることは難しい。」(para.7.162)

「32.1の歴史的発展によっても、この解釈は確認できる。これは東京ラウンド補助金コード19.1から全く同じ語で移動されたもので、この規定の基本的アイデアは既にGATT/ITO交渉の時点で定式化されていた。GATT/ITOの結果は補助金に対する実体的規律の不存在であった。東京ラウンドコードの際にも補助金規律は極めて限定的であった。ウルグアイラウンド交渉において、この規定の移動について実質的な議論はなされなかった。よって、32.1に反映されるアイデアが対抗補助金(counter-subsidies)禁止であるとは思えない。」(para.7.163)

「対抗補助金は、単に競争条件に対する影響のみで、補助金に『対する』措置を構成せず、措置のデザイン及び構造に、補助金制止に役立つ何らかの追加的な要素が必要である。そうした要素の1つが外国生産者・輸出者から国内競争者への資金の移動である。要件を満たす他の要素もありうるが、パネルは事前に定義することはしない。」(para.7.164)

「韓国は、TDM規則がEC造船業者と韓国造船業者の間の特定の契約を巡る競争の文脈にだけ特に適用されるので、そのデザイン・構造は『対する』措置であると主張する。対抗補助金が他の加盟国が達成しようとした競争上の優位を削減

し又は消滅させる可能性があり、何らかの意味で補助金の制止効果があることは争わない。しかし、それは『対する』措置である十分な理由とは考えない。競争条件に対する効果を超える何らかの追加的な要素が必要である。」(para.7.167)

「韓国の合意議事録を履行又は WTO 手続の解決のいずれかの対価として対抗措置を中断・終了することを約束することで、補助金の終了のインセンティブを強化していると韓国は主張する。実際、その点は『特定』性認定で強調した。TDM 規則が韓国に圧力を構成することは疑いの余地がない。しかし、このあり得べき制止効果は十分でなく、資金移転といった追加的要素が必要である。韓国は EC 側の声明等から TDM 規則の導入意図は明らかとするが、バード改正法事件上級委は対する措置かどうかの認定は立法者の意図に基づくことはできないと述べている。」(paras.7.168-7.171)

「以上から、TDM 規則及びそれに基づく各加盟国補助金制度は 32.1 に反する『補助金に対する特定の措置』ではない。」(paras.7.172-7.174)

#### 論点 E. DSU23 条 1 項

##### 1. 申立国＝韓国の主張

「EC は TDM 規則を採択することで、DSU に訴えずに、SCM 協定違反の救済を求めた。DSU23.1 は違反と考えるものに対するいかなる救済措置をも禁止している。23.1 の禁止は 23.2 に特定された以外の多くの状況にも適用される。対抗措置又は制裁とは (WTO 上の) 譲許又は義務の停止以外の措置も指す (中国賛成)。TDM 規則が EC が『WTO 違反と考えるもの』に対する『状況の救済する目的』での『反応』であることは、TDM 規則の時間的適用期間が WTO 紛争解決事件(DS273) に法的に依存していること、TDM 規則の条件とデザイン、欧州委員会及び各加盟国の背景資料や声明、TDM 規則と貿易障壁調査規則に基づく調査認定との関係等から示される。」(paras.7.176-7.178)

##### 2. 被申立国＝EC の主張

「WTO 違反の救済を WTO システム外で求めることの一般的禁止は、WTO 譲許又は義務の停止の形態の制裁措置以外の措置を禁止し得ない(米国賛成)。DSU23.1 が禁止するのは、特定の WTO 違反を指摘し、かつ遵守を推進するため又は権利義務のバランスを取り戻すため、譲許又は義務を撤回することである。DSU23.1 は同 23.2 で列挙する以外の一方的措置を禁止していない。さらに韓国の挙げる要因に逐一反論。」(paras.7.180-7.181)

##### 3. パネルの判断

「『違反について是正を求める』とは、米国・EC 産品事件パネルが解釈したように、『認識した WTO 違反故の措置』、『違反に反応した措置』を意味する。『違反に

ついて是正を求める』とは、やや広く『認識された WTO 違反故の、状況を救済する目的での他の加盟国の反応』を意味する。『是正を求める』の句の解釈においては、『多角的システムの強化のため』の条文に含まれるという文脈を考慮に入れる必要がある。DSUを通じて得られる結果を一方的に得ようとするいかなる措置にも DSU23.1 は適用されるべきである。DSUによるという義務は必然的に排他的な性格を持つ (US・EC 産品事件上級委)。23.1 は同 2 の特別禁止範囲に対する一般的義務を含んでいることから、範囲の限定のない独立の義務であることが分る (米国・301 条、同・EC 産品事件両パネル)。その文脈及び目的から解釈すれば、(EC の主張の) 他の国際フォーラムに対する WTO の独占性を確保するだけでなく、一方的行為から多国間システムを保護する。」 (paras.7.188-7.195)

「『違反の是正を求める』とは、違反措置の除去、代償、又は譲許若しくは義務の撤回により権利義務のバランスを回復しようとするいかなる措置も含む。Actionable 補助金の場合、補助金供与国により当該補助金の悪影響の除去を求める措置を含む。WTO 適合的措置の結果、生じる害を相殺又は減少させる措置は、それが違反国の行動に影響を与えるようデザインされていなければ、『是正を求める』に含まれない (例 貿易調整支援)。」 (paras.7.196-7.197)

「(先例の検討から) 決定が DSU23.2(c)の譲許又は義務の停止と関係するかどうかと関りなく、決定は DSU23.2(a)に違反しうる。よて、23.1 違反は譲許又は義務の停止を要求しない。」 (paras.7.198-7.203.)

「(EC の DSU23 条がウィーン条約法条約 60 条のいう対抗措置の一般国際法上のルールの特別法であるという主張に対し) DSU23.1 条の通常の意味及び趣旨目的に照らして、WTO 譲許・義務の停止に関わらない措置もその範囲から排除されない。」 (paras.7.204-7.206)

「よって、DSU23.1 は、加盟国がそれが WTO 義務違反と考えるものに反応して、違反措置の除去・代償を求めること、又は譲許・義務の撤回によって、一時的に権利義務の回復しようとする措置をカバーする。」 (para.7.207)

「韓国の違反と考えるものに対する反応かどうかについては、SCM32.1 の『特定性』に関する本パネルの議論が関連するので、ここに組み込む。さらに、一見すると TDM 規則が違反に対するものと見えない点については、TDM 規則が SCM 協定 5 条、6 条の用語を用いていること、同規則の背景資料で委員会が調査の結果、WTO 違反を認定と述べていることから、違反の『仮決定』があった(paras.7.209-212)。さらに、営業補助金の対象、適用期間、リサイタルから、TDM 規則が韓国に向けられていることは明らかである (para.7.213)。以上から、韓国の違反に反応した措置である。 (para.7.214)」

「さらに、TDM 規則の主要なデザイン・構造は、WTO 紛争解決事件の開始から

終了の期間の契約に適用が限定されている。よって、このメカニズムは WTO 紛争解決事件と同じ種類の是正を求めるものである(paras.7.216-7.217)。さらに補助金による韓国と EC の造船業者間の競争優位の変更の期間を韓国が制限可能とすることで、紛争解決事件の争点である措置に関する行動を変更するインセンティブを創出する。実際に韓国政府の行動に影響を与えた情報はないが、決定的な考慮は措置のデザインである(para.7.218)。これは EC が違反措置の引き起こした害を相殺・減少しようとする反応と措置を超えている。TDM 規則は韓国と EC 造船業者の間の個別契約に関する競争条件を直接かつそれのみを変更するよう運用され、かつ韓国に違反措置を除去するよう誘導することで権利義務バランスを回復することを明白に狙っている(para7.219)。よって、違反の是正を求める措置と認定する。(para.7.220)』

「結論として、TDM 規則及びそれに基づく各加盟国の TDM 補助金は DSU23.1 条に違反する。」(paras.7.221-7.222)

**論点 F. DSU23 条 2 項** (司法経済で判断回避故、省略)

1. 申立国＝韓国の主張
2. 被申立国＝EC の主張
3. パネルの判断

「23 条 1 項違反が除去されれば、23 条 2 項も除去されるので認定不要。司法経済。」

**論点 G. SCM 協定 4, 7, 9** (司法経済で判断回避故、省略)

### III. 解説

#### 1. 本件の位置付け

本件パネル報告は第 1 に、SCM 協定 32.1 の「補助金に対するいかなる（特定）措置」の禁止規定について、大きな関心を呼んだバード改正法事件報告以後、初めて解釈を展開したという点で注目される。第 2 に、一方的措置を禁止した DSU23 条の適用範囲を扱った先例は、米国・301 条事件パネル報告(WT/DS152/R)及び米国・EC 産品関連事件（バナナ制裁）(WT/DS165/R; WT/DS165/AB/R)の 2 件に留まり、本件はそれに新たな蓄積を加える貴重な事例である。特に、後者の事件に続いて、DSU23 条の違反が再度認定された意義は少なくない。EC における貿易障壁調査規則調査と一方的措置との関係をも具体的に扱っており、今後我が国が米国・301 条手続や EC・貿易障壁調査規則と類似した制度を設計する上で参考となる事例といえる。第 3 に、GATT1 条 1 項、3 条 4 項及び 3 条 8 項(a)・(b)という基本

的なルール間の微妙な相互関係について判示した事例としての性格も合わせ持つ。この点は、今後の実務に非常に大きな影響を及ぼす可能性がある。

なお、本件は EC(DS273)・韓国(DS301)が互いの造船補助金を WTO 提訴し合うという意味で補助金競争とそれに伴う対補助金 WTO 提訴合戦という様相を見せており、カナダ・ブラジル間の航空機補助金事件(対カナダの DS70; 71 及び DS222、対ブラジルの DS46)や米・EC 間の航空機補助金事件 (対 EC の DS316 及び対米国の DS317) とともに事案の性格を共有しているといえる。この補助金競争という事件の背景は、本件パネル報告の解釈及びそれを支える実質論にも色濃く影響を与えており、本報告を理解する上でも重要であろう。

## 2. 手続上の論点 (省略)

## 3. 実体上の論点

### i. GATT3 条 4 項及び 8 項(b)

GATT3 条 4 項及び 3 条 8 項(b)の解釈には、特に異論はない。

### ii. GATT1 条 1 項 (及び 3 条 8 項(b))

本件パネル報告は、文言の辞書的意味に基づき、さらにそれを起草過程と GATT パネルの慣行によって確認することで、GATT1 条 1 項の規律対象から 3 条 8 項(a)及び(b)に該当する政府調達及び補助金を明確に除外した。ここでは、この解釈手法自体は特に取り上げない。

しかし、この解釈による今後の影響は大きいと予想され、その解釈が実質的な意味で妥当であるかどうか疑問が残る。特に、本件パネル報告以降、DSU23.1 違反を回避しつつも、特定国との間で競争になっている製品についてだけ補助金を出すことが許容されてしまわないだろうか。例えば、Y 国が、労働基準を守らない X 国からの輸入品と競争関係にある国内生産者に対してだけ補助金を供与するという措置が想定できる。これは GATT23 条 1 項 (b) の非違反申立の対象となる余地はあろうが、そもそも GATT1 条 1 項違反といえないか、可能性を追及する必要があるように考えられる。

その点について、本件パネル報告に関する WorldTradeLaw.net コメントリー<sup>1</sup>は、TDM 規則の補助金供与の側面は確かに GATT3 条 8 項(b)によってカバーされるが、同規則には韓国がターゲット国として特定されている側面が別途存在し、その側面が 3 条 8 項(b)によって正当化されるか疑問であるとする。その際、本件パネル報告の解釈は、(補助金供与の条件として設定される) ローカルコンテンツ要求を 3 条 4 項違反でないと言うに等しいとし、それと反対の趣旨を述べる同パネル報告の記述 (para.7.65) を引用しつつ、単に差別を

3 条 8 項(b)の補助金の支払いに抱き合わせるだけで、WTO 加盟国を差別することを許容する「抜け穴」(loophole)を開くものと批判し、なお、同様の補助金供与それ自体と補助金供与の条件(conditions)又はを区別すべきであるという解釈は、研究会席上、参加者からも示唆されたことを付言する。

### iii. SCM 協定 32.1

#### a. 概観

本件の EC の TDM 規則(2002 年 6 月)は、米国・1916 年 AD 法事件上級委員会報告(WT/DS136&162/AB/R. 2000 年 9 月 26 日採択)よりも後ではあるが、米国バード改正法事件 (WT/DS217。以下「バード法事件」という。) パネル・上級委員会報告(2002 年 9 月、2003 年 1 月)よりも前の段階で制定されている。そのため、後者の判例展開を踏まえて注意深く規則を設計することは不可能であった。そのため規則制定過程における EC の対応は、韓国側に多くの証拠を垂れ流した観もあり、脇が甘い印象がある。

他方、本件手続では、米国及び中国が主として韓国側に立った第三国意見を提出しており、特に米国は採択時 DSB 会合(2005 年 6 月 20 日)にて、本件パネル報告がバード事件上級委の解釈と調和させることが難しいと批判している<sup>2</sup>。バード法事件での SCM 協定 32.1 (及び AD 協定 18.1) に関する上級委解釈に対しては米国内、特に議会から厳しい批判が提起されているが<sup>3</sup>、少なくとも米国通商代表部 (USTR) が同事件での上級委解釈を (造船補助金問題の文脈で) 積極的に活用しようという姿勢を示したのは<sup>4</sup>、上級委解釈の判例的価値に関し「立場の逆転可能性(role reversibility)」<sup>5</sup>が存在していること示唆しており、注目に値する。

なお、本件で韓国は SCM 協定 3.1(a)の輸出補助金の禁止規定を援用していない。EC の TDM 補助金が EC 顧客向け造船契約に限定されているとの記述は見当たらない<sup>6</sup>。第三国市場向け造船契約が補助金の主な対象であるとするれば、「輸出を条件として」の要件を満たし SCM 協定 3.1(a)違反が成立する旨主張することは、さらに有効な攻撃たりえたのではないか。また、立証上の負担が加重されるものの同 5 条(悪影響)、6 条(著しい害)に対する 7 条の救済規定の援用も当然選択肢の 1 つであったと考えられる。

#### b. 「特定」性の認定

特定性に関する判断部分は、考慮要因が羅列されている観があり、やや理解しにくい。しかし、検討の冒頭(para.7.116)の「TDM 規則の『文言と文脈』が補助金との関連性を示す」、中段(para.7.134)の「有害な価格設定の問題は

TDM 規則の『範囲、デザイン及び構造』を決定する要因ではない」及び中間的結論の部分(para.7.137)の「範囲、用語法、TBR 規則調査認定との関係、時間的適用範囲、WTO 紛争解決事件及び合意議事録の実効的履行の関係から TDM 規則が補助金に関する措置である」、「TDM 規則は事実、補助金に関するが、関係の密接性の問題が残る」(para.7.138)といった各判示に着目すれば、当該部分の全体的構造が比較的理解しやすい。

つまり、第 1 に、本件パネルは特定性の問題も、次の「対する」性の問題の審査と同様、バード法事件上級委のいう「措置のデザイン及び構造」(para.254)に着目して審査すべきであると暗黙のうちに前提している（但し、一般論の提示はなし。）。第 2 に、そのデザイン及び構造を把握する上で、バード法事件上級委(para.239)が依拠できるとした措置自体の「文言」に当然着目するが、文言そのものが明確でない場合には、「文脈」を援用することが可能であると、（これも一般論の提示なく、暗黙のうちに）前提しているようである。

第 1 の点は、バード法事件上級委報告からも容易に予想のつく展開であるが、第 2 の点は、バード法事件上級委報告よりも本件パネルが更に踏み込んで明確にしたと評価できる。バード法事件上級委(para.244)は、「措置が明示に構成要素を引用しているかどうか…は基準ではない」として判示していたので、黙示的に（ダンピング又は補助金の）構成要素が要件とされている場合も含むことは明らかであったが、バード法事件では措置の文言自体から構成要素が要件とされていることが一見して明らかであった。しかし、本件では措置の文言自体からは構成要素が要件であるのかが明らかでなかったため、さらに文脈の援用も可能とした。おそらく、ウィーン条約法条約 31 条の解釈原則を TDM 規則の審査に際しても準用したと見るのが合理的であろう。

上記枠組みで考えれば、措置の部門的範囲(sectoral scope)、用語使用法、時間的適用範囲(temporal application) は措置の文言そのものから導ける問題である。他方、措置の根拠である「不公正な競争」等の概念が明確でないため、ここでは貿易障壁調査規則に基づく調査認定と合意議事録が（規則の文言そのものからは離れた）文脈として援用されていると整理することが可能である。

以上の観点を総合すると、EC は、貿易障壁調査規則調査を通じた韓国による補助金供与の認定(SCM 協定 1 条)、EC 産業への実質的損害と著しい害の悪影響 (SCM 協定 5、6 条) の認定を受け、それに向けて TDM 規則を設計したと考えられ、補助金との関係性は存在するとのパネル 7.137 の中間的結論は強い説得力がある。

他方で、パネルはさらに関係が密接であるかの問題が残るとし、密接性の審査を続ける。そこでの検討は前半の関係性の検討の蒸し返しのように、やや説得力が弱い印象を受ける。ただし、7.139の判示と7.142の“targeted with substantial precision”の文言に着目すれば、前半では「補助金」の構成要素との関連性、後半では「韓国が出している造船産業向け」補助金それ自体との関連性に焦点を当てているという区別がされているように理解可能である。つまり、補助金一般でなく、第1に特定国が、第2に特定産業に供与している補助金に狙いを定めている点が“targeted with substantial precision”と理解され、密接な相関関係の基準を満たすとされた。この「実質的な精確さをもって狙いを定めている」の基準は今後も一般論として援用される可能性が高い<sup>7</sup>。

今後のSCM協定32.1（及びAD協定18.1）<sup>8</sup>の「特定性」の審査は、上記のような文言及び文脈という枠組み及び考慮要因に照らしてなされていくものと予想され、その点で本件パネルの先例的価値は高い。それに加え、本件パネルは、バード法事件のようにケースバイケースのダンピング・補助金決定を経た上で補助金が支払われるため、特定性が一見して明らかであった「イージーケース」だけでなく、「ケースバイケースのダンピング・補助金決定がない場合でも特定性がありうる」との解釈を（SCM協定32.1が迂回防止の目的を持つという実質論を含めて）明確に提示したことにも大きな先例的価値を認めることができる。

#### c. 「対する」性の認定

##### イ. 本件パネル報告によるバード法事件上級委報告の解釈

本件パネル報告は、バード改正法事件上級委が示した「対する」性の認定基準である「措置のデザイン及び構造がダンピング又は補助金に対し反対し、悪影響を持ち、又はより特定すれば、思いとどまらせる効果又は終了するインセンティブを有するかどうか」の判定に関し、競争条件の変更では不十分であり、さらに追加的要素が必要として、生産者・輸出者からその国内競争者への資金的資源の移転の有無が決定的な重要性を持つと解した(para.7.157)。しかし、これはバード法事件上級委報告の関連判示(para.255)のうち、「資金の移転」への言及のみに着目し、後述の他の要素を無視して、強引な解釈を導いているとの印象がある。

また、「競争条件」テスト（競争条件の変更）を不必要・無関連とした上級委判示(para.257)に関する理解は、上級委報告が同事件のパネル報告を踏まえたものであるという観点で欠如している。この点については、むしろ、パネルが反ダンピング税に加えて、さらにオフセット支払いを受けられ

ば、国内提訴企業が非常に有利となる点を強調しすぎたことをたしなめ、かつ経済的分析は義務付けられず、措置のデザイン及び構造の分析で十分に結論に達することができることを示したに過ぎない、と理解することが可能である。よって、競争条件の変更の要素を、本件パネル報告のように、「対する」性の認定において全く無関連であると解釈することは議論の経緯を無視する解釈である。

さらに、本件パネル報告は「対する」性の認定は、立法者の意図に基づくことはできないと述べる(para.7.171)。しかし、バード法事件上級委は、措置それ自体で「対する」との結論を下せるので、立法者意図について検討する必要がないというだけで、基づくことが不可能とまでは述べていない(para.259)。

以上の3点において、本件パネル報告によるバード法事件上級委報告の解釈は、必ずしも素直な解釈とはいえず、相当に強引なものとの印象が否めない。その解釈の強引さは、次に指摘する本件パネル報告の実質論に起因していると理解することができる。

#### ロ. 本件パネルの協定の実質論乃至趣旨・目的論

本件パネルは第1に、対抗補助金は禁止されるという韓国及び米国の主張に対し、それはSCM協定に新たな規律を創出するとして、単に補助金が他の加盟国の補助金の競争上の影響を緩和する、又は緩和を意図するという事実だけで「対する」措置と認定するのに十分でないとし、より高い基準設定が必要とする(para.7.161)。第2に、補助金競争の場面を想定して、「対する」性概念を広く取ると、一番手が有利となり、それに対応した二番手が不利となり、一番手となるインセンティブを与えるとして、そのような解釈は貿易歪曲的補助金の規律強化というSCM協定の趣旨目的に反するという(para.7.162)。

上記のバード事件上級委の解釈の強引さは、この2つの実質論乃至趣旨・目的論がその背景にあるとあってよいだろう<sup>9</sup>。しかし、この2つの実質論は妥当なものであろうか<sup>10</sup>。

第1に、これらの実質論はSCM協定の特定規定から導かれたものでも、バード法事件上級委が述べたものではなく、本件パネルの独自の実質論である。むしろ上級委は「(AD協定18.1及びSCM協定32.1は)ダンピング又は補助金に対し一方的に対抗する(counter)ことのできる措置の範囲を制限する機能を持つ。」(para.252. 下線は評者。同旨 paras.270-271.)と述べており、かつ、SCM協定第3部における多国間で承認された対抗措置が「補

助金に対する措置」であることも示唆している (para.251)。これらの発想と上記パネルの「対抗補助金は禁止されるべきでない」という発想の間には大きなズレが感じられる。

第2に、二番手が不利となるとの理解に対しては、二番手国による「一番手の補助金が存在している」という認定が正しいことを前提とする議論ではないかとの批判が可能である。さらに、自らが二番手と考えている国が対抗補助金供与することで、むしろ三番手を引き起こす可能性を無視しているきらいがある。一方的認定を禁止し、ドミノ倒しの連鎖を断ち切るために、SCM 協定第3部に多国間の場合で処理する手続が導入され、かつSCM 協定32.1やDSU23条がその迂回を防止しているという構造的把握も可能である。当該把握からは、パネルのSCM 協定32.1の歴史的経緯論が第3部の新規導入を考慮に入れないものであるとの批判も導かれる。当該把握はむしろバード法事件上級委の上記の機能論(paras.252, 270-271)や第3部関連判示(para.251)とも調和的である。

本件パネルは、一番手となることを奨励するような解釈は貿易歪曲的補助金の使用に対する規律を強化したSCM 協定の趣旨目的に反するとするが、一番手が貿易歪曲的補助金であれば、相殺関税の適用か、WTO の場での問題提起 (禁止又はイエロー) が可能となる。逆に、現在のSCM 協定はその範囲でしか補助金に対する規律を加えないことで、補助金を供与する主権への過度の介入を控えていると理解することができる。つまりWTO の場で問題とできない補助金を出す自由は存在しており、それに対し特定の対抗することはSCM 協定32.1によって禁止される<sup>11</sup>。しかし、それが二番手の補助金を提供する主権・自由を過度に制限するものであってはならないので、特定性及び対抗性という要件によって、その間のバランスを確保する必要があると理解すべきではなかろうか (つまり、表2の⑧～⑨をどう調整するかの問題)。本件パネルの対抗性を厳格に解釈しようとする姿勢は、対抗性のみでバランスをとろうとし、特定性の要件の機能を看過するもののように思われる。つまり、本件パネルがいう「追加的要素」の機能は、特定性の要件が十分に果たしうると理解すべきではなかろうか。

#### ハ. 自らの特定性の解釈との矛盾その他の問題点

後掲表2 (⑤欄) にて示すように、パネルによる「資金の移転が必要」であるとの「対する」性解釈は、結果として、反ダンピング又は補助金相殺関税が賦課されている場合に、追加的に国内競争者に補助金を出す場面

に AD 協定 18.1 及び SCM 協定 32.1 の適用範囲を限定することになる。その場合、補助金の構成要素認定が不十分であれば、前者賦課決定に当然 WTO 法上の不備がともなうので、前述の迂回防止の懸念に基づいて自ら示した柔軟な「特定性」解釈を無意味なもの(redundant)とする可能性があり、論理整合的でない。

## ニ. バード法事件上級委の「対する」性解釈の再検討

バード法事件上級委(para.254.)は、一般論として、「対する」を「ダンピング若しくは補助金に反対する、悪影響を持つ、又はより特定すればそれらを制止する効果を有し若しくは終了するインセンティブを創出すること」と解釈した<sup>12</sup>。その上で、同上級委(para.256)は、バード法の構造では、「輸入が米国競争に資金融通（ファイナンス）する結果になるため、外国生産者・輸出者に対し悪影響を与える。よって、ダンピング又は補助金付製品の輸出に従事しない又はそれを終了するインセンティブをもつことになる。」という理由で、ダンピングに対する措置と認定した。

その際、para.255 において、以下の 4 つの観点を提示している（下線は評者）。

- ①（一般財源でなく）、反ダンピング税又は補助金相殺関税からの支出である点。
- ② 支払受領適格のある「影響を受ける国内生産者」が必然的に調査対象輸出者等の競争者である点。
- ③ 支払いの対象となる「資格のある費用」は、調査対象産品と同じ産品(the same product)の生産に関するものでなければならない点。
- ④ 支払いの使用方法に関し、法令上、指定はなく、反ダンピング又は相殺関税対象の外国競争者に対し、競争上の立場を向上するために使用することも認められる点。

資金の移転に着目する本件パネル報告は、上記 4 つのうちの①を絶対視する解釈であり、説得力が弱い。上記の 4 つの観点のうち、②～④は輸出者と補助金受領者が競争関係にあることと補助金がその間の競争上の立場強化に使われる構造及びデザインとなっていることに着目していると理解できる。この理解に基づけば、第 1 に、本件 TDM 規則によって許される補助金（以下「TDM 補助金」という。）は、必然的に補助金を受けているとされるコンテナ船等特定の部門の韓国造船業者と競争関係にある国内造船業者に支払われる。第 2 に、TDM 補助金は契約関連営業補助金

であり、契約獲得上競争関係に立っている場合に支払われるため、同じ製品の生産・販売に関する補助金である。第3に、バード法のオフセット支払いは競争上の立場の向上のために使われることが必ずしも確実でないにもかかわらず、その余地があることだけで、このような制度により外国競争者はダンピング輸出をやめるインセンティブを持つと判断された。それに対し、TDM 補助金は特定の契約を巡って競争になっている場面において支払われるものであり、バード法よりも競争上の立場の向上に直結するデザイン・構造となっている。つまり、韓国の造船業者への補助金供与が続く限り、同業者と個別契約に関し直接競争関係にある EC 業者が補助金を受け取る状態が続くのである。

それに留まらず、韓国が主張するように、TDM 規則は韓国が補助金供与を停止すれば適用が停止される仕組みとなっている。その観点からも制止効果・終了インセンティブは強化されており、「対する」措置という認定は十分可能であったと考える。

以上の検討から、①の反ダンピング税又は相殺関税からの支出であるかどうかは、さほどの重要性を持たないように考えられる。なお、米国は韓国側に立って第三国参加し、資金的移動は要件ではないと主張していたし、本件パネル報告を採択した DSB 会合においてもバードと調和していないとの批判を加えており、韓国も、資金移動を求める解釈は条約文言に根拠がないと批判している<sup>13</sup>。

#### ホ. 今後の実務への指針

以上のような本件パネル報告に対する批判と理解に基づいて、AD 協定 18.1 及び SCM 協定 32.1 の禁止範囲を表 2 に整理した。左から 1 番目の措置内容は、「対する」性の要件の解釈に応じた措置内容を縦方向に分類し、横方向には「特定性」要件の解釈に応じてダンピング又は補助金の構成要素の認定の程度に応じて措置を分類した。

評者は、本件パネル報告以降も資金移転の伴わないダンピング相殺補助金、補助金相殺補助金又は対抗補助金が AD 協定 18.1 又は SCM 協定 32.1 の違反と判定されるリスクは消滅していないと考える。SCM 協定 32.1 (及び AD 協定 18.1) 違反を回避するためには、第 1 に、両協定における構成要素に関する用語を用いない、相手国の補助金と当方の補助金の部門的範囲の間の相関関係を曖昧とする、WTO 紛争解決手続を別途用いるとしても、その開始・解決と時間的に連動させないなど、措置自体の設計に注意を要するだろう。第 2 に、その措置の導入過程において、補助金（又はダ

ンピング)の構成要素、及び補助金性を示唆する損害要件の存否に関する明示の決定は避けるべきであろう。第3に、政策的声明の中で対抗する意図をあからさまに表明しないことが望ましい。これらはDSU23条違反を回避するための注意点と大きく重なる部分があるが、SCM協定32.1の観点からもあわせて注意する必要がある。

しかし、これらの注意点を忠実に守ろうとすれば、結果として国内的には導入根拠のあいまいな、説明責任を果たしえない提案となってしまうリスクが必然的に伴うようにも思われる。ただ、外国の補助金やそれがもたらした市場環境の変化に反応して、補助金拠出範囲が一般的な補助金(SCM協定32.1の意味での特定性の要件を満たさないもの。)や構造調整のための補助金等輸入品との競争上の立場を直接的に向上させず、ダンピング又は補助金に対する抑止効果のない補助金(同意味での「対する」性要件を満たさないもの。)<sup>14</sup>を供与することまでが禁止されているわけではないことには注意を要する

表2 AD協定 18.1 及び SCM 協定 32.1 の禁止範囲

措置内容	構成要素個別認定かつ特定の	構成要素認定不十分も特定の	構成要素と全く無関係
AD/SCM 内相殺・ 制止措置 (AD、 CVD)	①損害要件も満たせば、 AD/SCM 協定適合的措置 → (本来 GATT1 条 2 条等 違反も) 許容	②AD/SCM 協定不適合措 置 →GATT6 条又は両協定違 反で禁止 (さらに AD 協定 18.1・SCM 協定 32.1 でも禁 止か)	③同左
資金移 転付制 止措置	④AD/CVD 収入から補助 金 →AD 協定 18.1 及び SCM 協定 32.1 違反 (バード上 級委)	⑤構成要素認定不十分だ が左措置で抑止、違反(パネ ル) →認定が不十分であれば、 <u>AD/CVD 賦課自体が違反 で資金移転不可能。本件パ ネル「特定性厳格解釈は迂 回発生」故の柔軟解釈は redundant に。</u>	⑥同左 AD/CVD 賦課自体が違反 故 18.1 及び 32.1 が出るま でもなく禁止。
AD/SCM 外制止 措置 (資金移 転なし)	⑦構成要素認定し他措置 で制止→ <u>AD 協定 18.1・ SCM 協定 32.1 違反では?</u> (バード上級委) <u>本件補助金は資金移転は ないが抑止効果はあるの では?</u>	⑧構成要素認定不十分だ が他措置で抑止→ <u>同左違 反では? (1916AD、バード 上級委示唆)</u> <u>本件補助金は本カテゴリ ー。パネルの迂回防止の考 慮は本来ここでもこそ機能 する。</u>	⑨何らかの制止効果が伴 うが特定とはいえない措 置。 WTO の他の規律によって 禁止されない限り自由な 範囲。
AD/SCM 外 制止効 果のな い措置	⑩WTO の他の規律によっ て禁止されない限り自由 な範囲。	⑪WTO の他の規律によっ て禁止されない限り自由 な範囲。	⑫WTO の他の規律によっ て禁止されない限り自由 な範囲。

注：下線部は評者の意見。灰色網掛け部分は評者が考える WTO 法違反範囲。

iv. DSU23 条

イ. 先例との関係

これまでの 2 件の先例(米国・301 条事件と同・EC 産品事件)における DSU23 条は WTO 譲許又は義務の停止以外の措置もカバーするという解釈を基本的に踏襲しており、大きな変更点は特にうかがえない。むしろ、これらの流れを再確認するものといえよう。但し、以下で述べるように、「是正を求める措置」の具体的認定方法については、従来の両事件よりもさらに明確化した点が重要であろう。

ロ. 「違反行為に反応して」の認定

SCM 協定 32.1 の「特定性」と DSU23.1 の「反応して」の認定はほとんど重複しており、その点は本件パネル報告自体が認めるところである (para.7.209)。しかし、前者では「補助金」に対する特定性であったが、後者では「特定国」の「違反行為」に対する反応であることには注意を要する。

両者における考慮要因を比較対照すれば以下の表 3 の通りである。DSU23.1 では、違反に対するかどうかの考慮要因と特定国に対するかどうかの考慮要因が一応区別されるが、結果としてそれらをまとめた考慮要因は、SCM 協定 32.1 の「特定性」に関する考慮要因とほぼ一致している。

表 3 考慮要因の比較

SCM 協定 32.1 の特定性の考慮要因	部門的範囲、用語法、措置の導入に至る過程での補助金性の認定、時間的適用範囲、(補助金対象の) WTO 紛争解決事件との関係等
DSU23.1 の「反応して」の考慮要因	(対違反) 用語法、措置の導入過程での WTO 違反の認定。 (対特定国) 部門的範囲、対特定国の WTO 紛争解決事件と時間的適用範囲のリンク等運用方法と導入動機での言及。

ハ. 「是正を求める措置」の認定

「是正を求める措置」の判断は、悪影響相殺・減少措置を超え、違反国の行動に影響を与えるようデザインされているかどうか为重点であると解釈されている(para.7.197)。この点は従来の先例に比べ、基準を明確化した点である。

より具体的には、WTO 紛争解決事件と時間的適用範囲をリンクさせ、そこで問題としているのと同じ種類の措置の是正を求めることを示唆している点、立法者の TDM 規則と WTO 事件を 2 トラック戦略の密接関連要素とする意図(paras.7.216-7.217)、韓国と EC の造船業者間の競争優位バ

ランスを変更するようデザインされており、韓国にその期間を制限することを可能とすることで、韓国の WTO 紛争事件争点措置に関する行動を変更するインセンティブを創出する点(para.7.218)が、単なる違反の悪影響相殺・減少措置を超えるとされた<sup>15</sup>。

その際、本件パネル報告は、単なる悪影響相殺・減少措置の具体例として以下を挙げている。

①EC の造船契約補助金を一般的に認める旧措置は効果相殺措置に過ぎない(para.7.219)。

②貿易調整支援（違反により損害を受けた企業又は労働者の他経済活動の移転を支援する措置）等の損害緩和措置(para.7.197)。

## ニ. SCM 協定 32.1 の「対する措置」と「是正を求める措置」の共通点と相違点。

本件パネル報告における SCM 協定 32.1 の「対する措置」と DSU23.1 の「是正を求める措置」の解釈を比較すれば以下のような共通点及び相違点がある。まず、両者とも効果相殺・減少措置では足りないとしている点、つまりは（補助金の）制止効果＝（違反除去の）誘導効果が必要としている点は共通している。他方、前者では「資金移転」等追加的要素を求めるに対し、後者ではそれに対する言及がないことが大きな相違点である。後者の規定が問題となるのは、反ダンピング税や補助金相殺関税が賦課される場面に限定されるわけではないため、この違いは規定の適用範囲の差異にとまなう違いであると理解することも可能である。

しかし、共通点として理解できる制止効果＝誘導効果に着目すれば、「韓・EC 造船業者の競争条件を直接かつそのみ変更するよう運用され、韓国が WTO 違反を除去するよう誘導(induce)することで権利義務バランスを回復するようデザインされている」(para.7.219)ことから誘導措置であることを認定しているにもかかわらず、「韓国に対する圧力は疑いないが、補助金による競争条件への効果から生じるあり得べき制止効果では不十分で、資金移転等の追加的要素が必要」(para.7.169)として、制止(dissuasive)措置でないとしている点は理解困難である。その意味で SCM 協定 32.1 に関する判示と DSU23.1 に関する判示に論理的な矛盾を感じざるを得ない<sup>16</sup>。

## ホ. SCM 協定 32.1 と DSU23.1 の適用範囲の違い

SCM 協定 32.1 と DSU23.1 の適用範囲の違いをいかに理解すべきか、表

4を用いて整理した。第1に、SCM協定32.1は違反又はWTOで申立可能であるかに係わらず補助金一般に対する措置を規律対象としており、他方、DSU23.1は違反（又はWTOで申立可能な）補助金に反応する措置を規律対象としている。よって、対違反補助金の部分で両規定の機能は重なりうるという理解が可能である。

第2に、他方、どのような措置内容の場合に違反になるかという観点では、本件パネル報告は、SCM協定32.1で問題とする制止効果措置は、DSU23.1で問題とする除去誘導・権利義務回復措置に留まらず、資金移動など追加的な要素が必要であると解釈している。しかし、この結果、違反（又は申立可能）である補助金に対抗する補助金よりも違反（又は申立可能）でない補助金に対抗する補助金の方がWTO法上、緩やかに取り扱われることになり、疑問なしとしない<sup>17</sup>。

表4 SCM協定32.1とDSU23.1の適用範囲の比較

措置 内容 対象	悪影響相殺減少措置	除去誘導・権利義務回復措置	制止効果措置 (資金移動等あり)
下記以外の 補助金	32.1○?/23.1○ (バード AB?) (本パネル)	32.1○?/23.1○ (本パネル) (本パネル)	32.1×/23.1○ (本パネル) (本パネル)
違反(又は 申立可能) 補助金	32.1○?/23.1○ (バード AB?) (本パネル)	32.1○?/23.1× (本パネル)(本パネル)	32.1×/23.1×? (本パネル)(本パネル)

注：○は違反なし、×は違反ありを意味する。

カッコ内はその点を示した報告。?を付したものは評者が疑問を感じる部分。

#### 4. その後の経緯等

韓国・ECとも上訴しなかった。ECは本件パネル報告採択時のDSB会合(2005年6月20日)において、本件TDM規則が失効済みであるとして、実施の問題は存在しないと主張した。しかし、韓国は既支出の補助金の支払いは供与日から3年間であり、措置がなくなったわけではないとの反論をしている<sup>18</sup>。ECは同年7月20日のDSB会合においても、実施の問題は存在しない旨表明している<sup>19</sup>。なお、韓国の要請にもかかわらず、パネルが既支出の補助金の支払いに関し具体的な勧告も行わなかったことが、このECの姿勢に影響していると考えられる(para.8.4, n.420, and para.7.23)。その後の両国の動きは不明である。

## V. 参考文献

- ① WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC):Panel Report, European Communities - Measures Affecting Trade in Commercial Vessels, available at <http://www.worldtradelaw.net/>.
- ② Website of OECD Council Working Party on Shipbuilding  
<[http://www.oecd.org/departement/0,2688,en\\_2649\\_34211\\_1\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/departement/0,2688,en_2649_34211_1_1_1_1_1,00.html)>
- ③ Seung Wha Chang, Like Father, Like Son: A Progeny of the Antidumping Model for the Shipbuilding Industry, 24 MICH. J. INT'L L. 807(2003).
- ④ Constantine G. Papavizas, The OECD Shipbuilding Agreement and its Effects on U.S. Law, 26 J. MAR. L. & COM. 385 (1995).
- ⑤ Angelo L. Rosa, Contrariety: Divergent Theories of State Involvement in Shipping Finance Between the United States and the European Union, 29 MAR. LAW. 187(2005).
- ⑥ Jagdish Bagwati and Petros C. Mavroidis, Killing the Byrd Amendment with the right stone, 3 WORLD TRADE REV. 119(2004).

## 注

<sup>1</sup> WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC):Panel Report, European Communities - Measures Affecting Trade in Commercial Vessels, pp.12-13, available at <http://www.worldtradelaw.net/>.

<sup>2</sup> WT/DSB/M/192, para.54.

<sup>3</sup> 川瀬剛志 『法それ自体』の違反に関する DSB 勧告の履行—米国の事案を中心として— 川瀬剛志・荒木一郎編著 『WTO 紛争解決手続の履行制度』(三省堂、2005) 361 頁以下所収、381-383 頁。

<sup>4</sup> この米国の姿勢は、自国ばかり厳しい解釈を押し付けられるのは御免被る、特別扱いや最厚は認めないという発想からではなく、むしろ自国の造船産業の利益を考慮したものであろう。なお、1994 年締結の OECD 造船産業に関する協定(“Agreement Respecting Normal Competitive Conditions in the Commercial Shipbuilding and Repair Industry”)は、唯一米国議会が Jones Act を含む国内造船産業への保護策を廃止できず、同協定を批准しなかったことが原因で、発効しない憂き目にあった。See “Lott Comments Signal Likely Death of Shipbuilding Agreement.” Inside U.S. Trade, Jan. 31, 1997; Future of the OECD Shipbuilding Agreement, Nov.2, 1998, available at [http://www.oecd.org/document/57/0,2340,en\\_2649\\_34211\\_1809785\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/57/0,2340,en_2649_34211_1809785_1_1_1_1,00.html); “U.S. Failure to Act Knocks Wind Out of Sails of OECD Agreement.” Inside U.S. Trade, Apr. 2, 1999. 同協定本文は以下で参照可能。<<http://www.oecd.org/dataoecd/2/5/1880215.pdf>> その解説として、Constantine G. Papavizas, The OECD Shipbuilding Agreement and its Effects on U.S. Law, 26 J. MAR. L. & COM. 385 (1995). OECD 造船協定を巡っての米国と EC の意見の対立について、Angelo L. Rosa, Contrariety: Divergent Theories of State Involvement in Shipping Finance Between the United States and the European Union, 29 MAR. LAW. 187(2005).

<sup>5</sup> WTO 法やその解釈に関する「立場の逆転可能性」が相互主義が機能する前提条件であることを示唆するものとして、川島富士雄 『貿易と環境』 案件における履行過程の分析枠組みと事例研究—『非貿易的関心事項』が係わる案件の一例として— 川瀬・荒木編著・前掲注 3、313 頁以下所収、注 119 及び本文対応部分。

<sup>6</sup> 実際、韓国は本件パネル採択 DSB 会合において、EC に対する船舶輸出は相対的に少ないと指摘している。Para.50. 船舶は、いわゆる便宜地籍船の慣行によりパナマやリベリア等の生産国以外の外国に「輸出」されることが多く、その意味で生産国に輸入される際に AD 措置や補助金相殺措置を適用して、ダンピング輸出や補助金付輸出に対処することが極めて困難な性格を有する。そのために前掲注 4 の OECD 造船補助金に関する協定が交渉されたとの説明として、See Shipbuilding Agreement – Overview, Apr.04, 2000,

para.12, available at [http://www.oecd.org/document/3/0,2340,en\\_2649\\_34211\\_1810179\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/3/0,2340,en_2649_34211_1810179_1_1_1_1,00.html).

<sup>7</sup> このようなターゲットの実質的精確さを要求することは、結果として SCM 協定 32.1 のいう「特定の措置」を相殺関税が補助金に対し実質的な精確さをもって狙いを定めるのと同じ程度に特定性のある措置であることを要求していると理解することもできる。しかし、特定性をそのように厳格な要件と解すると本件パネルがいうように、補助金のターゲットをやや広めにとり SCM 協定 32.1 の規律を迂回しようとする慣行が生じる懸念があるため、多少の幅を持たせる必要があろう。

<sup>8</sup> SCM 協定 32.1 と AD 協定 18.1 は文言、用語法及び構造において同じであり、それぞれ対応する文言について同じ意味であることを前提に分析ができるとの解釈として、バード事件上級委報告、para.246.

<sup>9</sup> 研究会の参加者からは、バード法事件上級委報告の AD 協定 18.1 及び SCM 協定 32.1 の「対する」性の解釈に対する米国内、特に米国議会からの「WTO 協定中に何も存在しないところに、義務が交渉されていないところに違反を認定するもの」、「義務の創造である」との批判を受け、政治的なバランスをとろうとしたのではないかと、との理解が提示されたことを付言する。米国議会内からの批判を示すものとして、“Two-Thirds of Senate Defends Byrd Law, Casting Doubt on Repeal”, Inside U.S. Trade, Feb. 7, 2003, pp.21-22.

<sup>10</sup> なお、バード法事件上級委報告による「形式的解釈」に対し、AD 協定及び SCM 協定の機能論及び貿易政策論の見地を統合して、バード法が存在するダンピングや補助金の額という上限を超えて国内産業を競争上有利とする点を問題とすべきであったと批判する学説として、Jagdish Bagwati and Petros C. Mavroidis, Killing the Byrd Amendment with the right stone, 3 World Trade Review 119(2004). 当該学説によれば、反ダンピング税や補助金相殺関税から支払われる国内生産者向け補助金は、反ダンピング税や補助金相殺関税の額と補助金の額の合計が、調査の結果決定されたダンピング額や補助金額を上限とする範囲内であるならば、むしろ輸入国の厚生を向上させると論ずる。賦課税額を財源として補助金を支出する場面においては、そうした支出を問題とする本件パネル報告は違反とし、当該学説はむしろ違反とすべきでないとする点で、両者は対立するが、税を全く課さず補助金を一般財源から供与する場面においては、むしろ違反とすべきでないという点で両者は一致する。これに対し、評者の理解では、バード法事件上級委の立場は、上記いずれの場面においても AD 協定 18.1 及び SCM 協定 32.1 条違反を肯定することになる。当該学説は貿易政策論の知見に基づく興味深い議論を展開しており、ダンピング又は補助金相殺補助金を上限内で許容するという現行協定の立法論としては傾聴に値するが、現行 AD 協定及び SCM 協定においてダンピング又は補助金を相殺する補助金に対し上限を設定する規定が存在しないを考慮に入れば、それらを WTO 適合的とすることは解釈論として成立しえないと考えられる。

<sup>11</sup> 例えば、8 条は non-actionable 補助金を規定するが、これらに対する特定化された対抗補助金の供与に何らの規律も加えられないとすれば、同条で non-actionable と規定した意義が実質的に損なわれるおそれがある。特に、EC や米国のような大国が、途上国によって供与される non-actionable 補助金に対する「補助金相殺補助金」を供与する国内法令を導入すれば、当該途上国は大国市場へのアクセスが困難となるため、事実上当該補助金供与の廃止を迫られることとなろう。8 条の non-actionable 補助金 (R&D 補助金等) の規定の効果は現在消滅しているが、「特定性のない補助金」は依然として non-actionable である。SCM 協定 1.2 参照。

<sup>12</sup> この一般論に全く問題がないとはいえないが、以下ではこれらの一般論を確立された所与のものとして検討を加える。例えば、上級委員会は、“against”の解釈としてパネルが示していた「と競争して」、「から保護して」という含意を捨象している。しかし、これはバード法事件の事実（すでに AD/補助金相殺措置で効果は相殺され、オフセット補助金はそれを超える効果をもっていた。）に即して捨象したのであり、実は「対する」性をそうした相殺効果も含めて解釈する余地は明確には否定されていないように思われる。

<sup>13</sup> WT/DSB/M/192, paras.54 and 52.

<sup>14</sup> DSU23.1 の文脈で指摘されている、他の経済活動への移転を支援する貿易調整支援が具体例といえようか。Para.7.197.参照。この点は、バード法事件上級委報告 para.255.によっても示唆されているように思われる。

<sup>15</sup> 本件において示された基準に照らして、改めて我が国の米国 1916 年 AD 法に対する対抗立法（損害賠償金額の回復等を可能とするもの）の WTO 整合性を検討することには大きな価値はあろう。法律第 162 号（官報号外第 269 号、平成 16 年 12 月 8 日）参照。同法の解説として、廣瀬孝「米国 1916 年 AD 法に関する損害回復法の解説(上)(下)」国際商事法務 32 巻 12 号 1593 頁以下(2004)及同 33 巻 1 号 25 頁以下(2005)参照。ただし、本評釈ではその点に立ち入らない。

<sup>16</sup> 本件パネル報告採択の DSB 会合において、EC は「SCM 協定 32.1 の補助金に対する措置でないのに、DSU23.1 の韓国の補助金をやめるよう誘導する措置なのは理解不能」と、米国は「DSU23.1 と SCM 協定 32.1 の間に不整合性、論理的問題、矛盾がある」とそれぞれ批判している。WT/DSB/M/192, paras.52 and 55.

<sup>17</sup> 前掲注 11 も参照。

<sup>18</sup> WT/DSB/M/192, paras.52-53.

<sup>19</sup> WT/DSB/M/194, paras. 42-45.